○東北地方整備局告示第百八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十二日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
岩手県岩手郡雫石町大字繋第五地割字塩ヶ森一九〇番一七四から同町大字繋第五地割字塩ヶ森一七五番四まで	前	BA 一三・四〇～二四・五二メートル 一八・八七～六二・八九	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一三・四〇～二四・五二メートル 二二・四二～六二・八九	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十二日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	米沢市万世町片子字荒井屋敷裏五七七四番五から同市万世町片子字梓山道北五三〇四番二まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月十二日

○東北地方整備局告示第百八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十二日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
岩手県岩手郡雫石町大字繋第五地割字塩ヶ森一九〇番一七四から同町大字繋第五地割字塩ヶ森一七五番四まで	前	BA 一三・四〇～二四・五二メートル 一八・八七～六二・八九	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一三・四〇～二四・五二メートル 二二・四二～六二・八九	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百八十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十二日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十六号	岩手県岩手郡雫石町大字繋第五地割字塩ヶ森一九〇番一七四から同町大字繋第五地割字塩ヶ森一七五番四まで	東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月十二日

○近畿地方整備局告示第二百四十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年十二月十二日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号　近畿地方整備局長　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人なら建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	和田　裕弘
変更後	—

(2)　変更年月日　平成二十四年十一月一日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	公文　寛

(2)　変更年月日　平成二十四年十一月十四日

○近畿地方整備局告示第二百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十二日　近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十四年建設省告示第三千七百二十七号阪神間都市計画下水道事業武庫川下流流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十四年十一月二十五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和四十四年建設省告示第三千七百二十七号、昭和四十六年建設省告示第千六百十七号、昭和五十二年建設省告示第二百八十号、昭和五十五年建設省告示第百七十一号、昭和六十一年建設省告示第千百五十八号、昭和六十一年建設省告示第千八百二十九号、平成元年建設省告示第千五百十七号、平成十年建設省告示第二千百五十八号、平成十五年近畿地方整備局告示第八十七号及び平成十六年近畿地方整備局告示第四十八号の事業地のうち、兵庫県尼崎市平左衛門町地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし